

# 資 料

## 東大阪市社会福祉審議会条例

平成 17 年 1 月 21 日  
東大阪市条例第 2 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 7 条第 1 項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。

(委員長の職務の代理)

第 4 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。

5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 東大阪市社会福祉審議会規則

平成 17 年 1 月 31 日  
東大阪市規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例(平成 17 年東大阪市条例第 2 号)第 7 条の規定に基づき、東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者及び知的障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童及び母子の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。

3 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

第 3 条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。

- (1) 視覚障害審査部会
- (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会
- (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会

2 審議会は、前項第 1 号から第 4 号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第 5 号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に係る事項を、それぞれ調査審議させるものとする。

3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

4 審査部会長は、会務を掌理する。

5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

第 4 条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。

2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

4 審議会は、前条第 2 項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日規則第 27 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

## 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等	備考
小 野 剛	連合東大阪幹事	
桜 井 智恵子	大谷女子大学教育福祉学部助教授	会長代理者
高 山 昌 弘	東大阪市私立保育会	
辻 本 謙 嗣	東大阪市福祉施設会会長	
寺 脇 千 歳	東大阪市母子寡婦福祉会会長	
長 岡 嘉 一	東大阪市議会議員	平成 17 年 11 月まで
松 井 保 博	東大阪市議会議員	平成 17 年 12 月より
中 川 千恵美	大阪人間科学大学人間科学部助教授	会長
中 屋 ひろ子	東大阪市社会福祉事業団本部事務局次長	
山 野 則 子	梅花女子大学現代人間学部助教授	会長代理者

## 東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 開催状況

回数	開催日	内 容
第 1 回	平成 17 年 4 月 6 日 (水)	本年度の課題について
第 2 回	平成 17 年 6 月 2 日 (木)	母子家庭等の現状と課題について
第 3 回	平成 17 年 9 月 9 日 (金)	アンケート調査案について
第 4 回	平成 17 年 11 月 11 日 (金)	アンケート調査結果 (中間報告) について
第 5 回	平成 18 年 2 月 2 日 (木)	計画素案について

## 東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第12条の規定に基づき、本市の母子家庭及び寡婦自立促進計画（以下「自立促進計画」という。）を策定するにあたり、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるため、東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(意見項目)

第2条 本市が自立促進計画を策定するにあたり、懇話会の意見を参考とする項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- (2) 市の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 児童福祉関係機関職員
- (3) 雇用関係機関職員
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月26日から施行する。

## 東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会委員名簿

(50音順、敬称略)

委員名	所属団体等
奥田幸子	東大阪市母子寡婦福祉会副会長
片岡敏子	東大阪市民生委員児童委員協議会連合会校区委員長
木下里美	公募市民
楠本容子	公募市民
小作明美	東大阪市意岐部地域人権協会
◎杉本正	帝塚山大学心理福祉学部助教授
立住靖子	大阪府東大阪子ども家庭センター地域育成課長
西口安壽世	母子生活支援施設高井田ホーム施設長
増田勉	東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長
道北俊一	布施公共職業安定所業務部長

◎は座長

## 東大阪市母子家庭及び寡婦自立促進計画懇話会 開催状況

回数	開催日	内容
第1回	平成17年9月30日(金)	計画策定及びアンケート調査票について
第2回	平成17年11月25日(金)	アンケート調査結果、計画骨子案について
第3回	平成17年12月22日(木)	計画素案について
第4回	平成18年1月26日(木)	計画素案について
第5回	平成18年2月24日(金)	計画案について

## 用語解説（50音順）

### 大阪府女性相談センター

配偶者からの暴力等、夫婦の問題、家庭の問題、男女の問題等に対する相談を行います。

### 大阪府東大阪子ども家庭センター

養育困難、児童虐待、子どもの障害、非行、不登校、しつけ、里親相談等子どもに関する全般の相談に応じています。

### 公共職業安定所（ハローワーク）

再就職の促進を図るため、きめ細かな職業相談、職業紹介等を行っています。また、職業訓練に関する情報提供を行っています。

### 高等技能訓練促進費

就職に有利な指定する資格の取得をめざした訓練受講中に高等技能訓練促進費が支給されます。2年以上のカリキュラムで養成機関で修業する場合に、修業期間の最後の1/3の期間（上限12ヶ月）、月額103,000円が支給されます。指定する資格は資格取得後に当該職種への就労が見込まれる専門的な資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士）です。ただし、一定の所得制限があります。

### 児童扶養手当

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童、または20歳未満で心身に中度以上の障害のある児童を養育している母（父が政令で定める程度の障害者である場合を含む）、または母にかわってその児童を養育している方に月額41,880円が支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合、その手当の一部または全部が支給停止となります（公的年金受給者には支給されません）。

### ショートステイ（子育て短期支援事業）

保護者が出産、疾病、事故及び災害などで、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預かり養育します。利用できる期間は7日以内。

### 地域就労支援事業

ひとり親家庭を含む就労困難者等を対象として、就労支援センターのコーディネーターが、求職や雇用に関する相談に応じています。

### トワイライトステイ（子育て短期支援事業）

保護者が仕事のため帰宅が常に夜間にわたるなど、一時的に家庭において児童の養育が困難となった場合に、児童を預かり養育します。利用できる期間はおおむね6ヶ月を限度とします。

### 東大阪市母子福祉推進委員

地域の身近な相談者として、各小学校の通学区域ごとに1名ずつ市長が委嘱している母子福祉推進委員が相談に応じています。

### ひとり親家庭医療費助成

児童扶養手当、遺族年金などを受けているひとり親家庭（父、母または養育者とその子）の方が医療機関などで医療を受けたとき、健康保険の自己負担分を助成します。

### ファミリー・サポート・センター事業

育児などの援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって助け合うグループを支援するシステムです。会員に登録すると「依頼会員」は「援助会員」に、保育施設への送迎などのサポートを受けることができます(有料)。

### 家庭児童相談室

福祉事務所において、子どものしつけ、知能や言語の発達、学校生活、家族関係のことなど、家族や子どもに関する相談に応じています。

### 母子自立支援員

福祉事務所において、母子家庭、寡婦の方々の福祉に関する相談や生活の安定、自立のための相談に応じています。

### 母子家庭自立支援教育訓練給付金

雇用保険での受給資格を有していない人で、就職に結びつく可能性の高いと思われる指定講座（教育訓練給付講座）を受講した場合に、受講料の4割相当額（上限20万円）が支給されます（所得制限あり）。

### 母子家庭等日常生活支援事業（ヘルパー派遣）

就職活動等の自立促進に必要な事由及び一時的なけがや病気、冠婚葬祭等の社会的事由により一時的に生活援助・保育等のサービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣します（一部利用者負担あり）。

### 母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母・寡婦を対象として、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養する児童の福祉を増進するための貸付金制度です（事業開始資金、就職支度資金、技能習得資金、生活資金、住宅資金、就学支度資金など）。

### 母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。

### 民生委員・児童委員

地域で一定の区域を担当し、生活上の問題、家族の問題、高齢者福祉、児童福祉などのあらゆる分野の相談に応じています。



## 東大阪市ひとり親家庭自立促進計画

---

発行 東大阪市  
健康福祉局福祉部  
〒577-8521  
大阪府東大阪市荒本北50番地の4  
電話 (06) 4309-3194 (直通)

発行年月 平成18年(2006年)3月

---